

通学用自転車のきまり

自転車は自由購入であるが、交通安全と生徒指導の立場から、次のように定める。

- 1 身長に合ったもので、両足が地面につくこと。
- 2 ハンドルは、サドルより高くなっていること。
(ドロップハンドル、アップハンドルは禁止)
- 3 スタンドは、両立スタンドが望ましい。
- 4 ベルと夜間用ライト、後方の反射板をつけること。
- 5 荷台と荷かごがついていることが望ましい。
- 6 不必要なアクセサリーをつけない。
(方向指示器、スピード計、距離メーターなど)
- 7 ヘルメットを必ず着用すること。(ヘルメットは、自転車取扱店に注文のこと)
- 8 防犯登録を必ずしておくこと。
- 9 自転車保険に必ず加入すること。(許可願に証書コピーを添付)

以上の規定を必ず守り、安全な通学ができるようにする。

自転車通学は、地域に関係なく許可制

自転車見本（通学用自転車）

